

明治学院大学 新型コロナウイルス感染症に対する事業活動等の基準

レベル (想定する状況) (注3)		授業	授業形態	研究活動	行事・イベント	学生のキャンパス入構と施設利用	課外活動 (注6)	施設貸出	食堂・売店業者の 営業	事務職員の勤務体制	学内会議	教職員の出張	正課による学生引率 (ゼミ合宿等)
0	制限なし	通常どおり	対面	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	制限 最小	学部、大学院とも、原則対面授業実施する。	対面 (同時配信)	感染防止に留意しつつ、通常どおり研究活動を行うことができる。	感染防止に留意しつつ、実施することができる。		感染防止に留意して活動を認める。						十分注意を払ったうえで認める。海外渡航については注7による。
2	制限 小	学部、大学院とも、感染防止に留意しつつ、対面授業を基本とするが、遠隔授業も行うことができる。対面授業は全体の70%を目標とする。	対面 (同時配信) 遠隔 (双方向/オンデマンド)	学内施設を使用した研究活動は、感染拡大防止に最大限留意しつつ行うことができる。	感染防止策を講じた上で、必要性の高いものは実施することができる。	感染防止に留意しつつ、通常の入構、施設利用を可能とする。	感染防止に十分留意した、最小限の活動を認める。	貸与先に感染拡大防止措置を講じるよう求めたうえで貸出を認める。	業種別 (飲食業) ガイドライン (注8) の遵守し、感染拡大防止措置を講じるよう求めたうえで営業を依頼する。	感染拡大防止に留意しつつ、原則全員出勤して勤務する。なお、在宅勤務は本人からの申し出等に基づき、管理職者の判断により認める事ができる。必要に応じて、時差勤務の導入や事務窓口の取扱時間短縮を行う。	開催形態 (対面・オンライン) については会議体の主催者の判断に委ねる。	・感染拡大防止に最大限留意しつつ、出張を認める。 ・海外渡航については注7による。	・不要不急の引率は自粛を促すが、教学上の必要性が特に高いものに限定して許可する。実施する場合は「ゼミ合宿・フィールドスタディ (国内) 新型コロナウイルス感染防止対策注意事項 (引率教員用)」に従う。 ・海外渡航は中止・延期とする。
3	制限 中	学部、大学院とも、遠隔授業を基本とするが、特に感染防止に留意しつつ、対面授業を行うことができる。	対面 (同時配信) 遠隔 (双方向/オンデマンド)			感染防止に最大限留意しつつ、入構や施設利用を可能とする。ただし、各部署の状況に応じて、施設利用制限を行う場合がある。	感染防止に十分留意し、原則学外者との対面交流を伴わない最小限の活動を認める。	外部・学内者への貸出は原則不可。学内者への貸出は感染防止対策を十分に講じることを求めたうえで貸出を認める。	座席の間引き増加や営業時間の短縮等を依頼する。				
4	制限 大 (大学に休業要請あり)	遠隔授業のみ行う。	遠隔 (双方向/オンデマンド)	学内施設を使用した研究活動は、感染拡大防止に最大限留意しつつ行うことができる。ただし、学生の研究室入室は原則禁止し、研究従事者の人数、研究施設の滞在時間は、最小限に留める。	原則、対面の行事・イベントは中止又は延期し、オンラインのみ開催可能。	入構は原則禁止する。施設利用は特段の理由があり、認められた場合以外は利用不可とする。	学内外を問わず、原則対面での活動の自粛を要請する。	外部・学内者への貸出不可	営業は認めない。	学校運営に支障がでない範囲で、在宅勤務、一部業務の遅延、事後処理、休止を許可する。重要な事務を継続するために必要な人数のみ出勤を許可する。	対面会議は原則行わず、オンライン会議で対応する。	業務上やむを得ない場合で、所属長の許可を得た場合のみ許可する。海外渡航については注7による。	禁止する。
5	制限 最大 (原則停止)	原則全学休講	原則全学休講	学内施設を使用した研究活動は原則として禁止する。	対面の行事・イベントは中止又は延期する。	入構を禁止する。	活動を禁止する。			原則、在宅勤務とする。出勤は、最低限の管理業務に限る。	緊急事態対応の会議以外は、オンライン会議のみで対応する。	出張は禁止する。	

- 注1 この基準の取扱い期限は、治療薬等が普及して国際的な感染増加が止まり、感染拡大前の状況 (国・地域との人の往来が再開される) に戻るまでとする。
- 注2 この基準のレベル判断については、市中の感染状況や政府・行政機関からの要請等を勘案のうえ、適時、大学執行部 (もしくは対策本部会議) において決定する。
 なお、レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を採る場合がある。
- 注3 活動レベルの目安・・・レベル3：緊急事態宣言発令等があっても大学に対して休業要請が出ていない状態、レベル4：緊急事態宣言発令等により大学に対して休業要請が出ている状態、レベル5：重大な緊急事態
- 注4 入試については別途判断する。
- 注5 学生の海外留学・受入れについては別途判断する。
- 注6 課外活動施設 (部室を含む) の利用ルール及び活動内容の詳細等については、学生部で指導する。
- 注7 教員の海外研究交流、教職員の国外出張等については「外務省危機管理レベルに対応した本学の指針」(2022年5月16日付)を参考に学長が判断する。
- 注8 一般社団法人日本フードサービス協会による「外食業の事業継続のためのガイドライン」

※上記は関西大学のBCPをベースとし、レベルについては立命館大学のBCPを参考にした。
 ※左7列をHPにて公開、8列目以降及び欄外注記については非公開